

○東京工業大学学術国際情報センター
認証基盤専門委員会内規

平成20年3月21日
運営委員会制定

(趣旨)

第1条 東京工業大学学術国際情報センター規則（平成16年規則第78号）第19条第2項の規定に基づき、認証基盤専門委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営等に關し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- 一 キャンパス共通認証・認可システム及び全学共通メールシステム（以下「認証基盤」という。）の管理及び運用に関する事項
- 二 情報サービスと認証基盤の接続に関する事項
- 三 認証基盤に係る仕様策定及び技術審査に関する事項
- 四 認証基盤に係る将来計画に関する事項
- 五 その他学術国際情報センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）から付託された事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- 一 副センター長（情報支援担当）
- 二 情報支援部門及び先端研究部門から学術国際情報センター長の指名する者
- 三 運営委員会委員のうちから運営委員会が選出した者 若干人
- 四 その他運営委員会が必要と認めた者 若干人

(任期)

第4条 前条第4号の委員の任期は、2年とし、重任、再任を妨げない。ただし、補欠による者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、運営委員会委員長が指名する。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(意見の聴取)

第6条 委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、研究推進部情報基盤課において処理する。

(雑則)

第8条 この内規に定めるもののほか、委員会の運営に關し必要な事項は、委員会において定める。

附 則

- 1 この内規は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成17年12月6日制定の東京工業大学学術国際情報センター情報基盤検討専門委員会内規は、これを廃止する。
- 3 この内規は、平成22年7月1日から施行する。